

## 【定額自動送金規定】

- 1 当行は、定額自動送金《きちんと振込》新規依頼書および定額自動送金《きちんと振込》変更依頼書（以下これらをまとめて「依頼書」といいます。）に記載された依頼内容（振込日・振込金額・指定出金口座・受取人等）にしたがって、振込日（当日が銀行休業日の場合はその翌営業日、但し月末指定日に限り、前営業日か翌営業日かの指定が可能）に指定出金口座から振込金額を引落しのうえ、受取人宛振込みます。
- 2 当行所定の振込手数料および定額自動送金取扱手数料（以下これらをまとめて「手数料」といいます。）は、振込のつど指定出金口座から引落します。なお、手数料は、金融情勢その他諸般の状況の変化等により変更されることがあります。この場合、手数料変更日以後の振込については変更後の手数料を適用するものとします。
- 3 本契約にもとづく振込金の指定出金口座からの引落しについては、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
- 4 振込日において、振込金および手数料の合計額が、指定出金口座から払戻すことができる金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じ。）をこえるときは、依頼人に通知することなくその月の振込は取り止めます。なお、振込日において指定出金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定出金口座から払戻すことができる金額をこえるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
- 5 本契約にもとづく振込については、受取書等は発行しません。
- 6 本契約は、依頼書に記載された取扱終了年月の振込日をもって終了します。
- 7 依頼人が本契約を解約する場合には、当行所定の書面により届出るものとします。なお、本契約は、指定出金口座が解約されたときに、同時に解約されるものとします。
- 8 指定出金口座の預金残高の不足、受取口座なし等の理由により、振込不能の状況が当行所定の期間継続した場合等には、当行は本契約を解約することができるものとします。
- 9
  - ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
  - ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
  - ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に当店に届出てください。
  - ④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
  - ⑤前記①から④までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 10 本契約および本契約にもとづく取扱等について損失・紛議等が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責を負いません。
- 11
  - ①この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
  - ②前記①の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上